

公立高等学校・特別支援学校臨時的任用職員の募集概要

職種	常勤講師、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員（特別支援学校のみ）
必要な資格等	教育職員免許法に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教員免許状（常勤講師）、養護教諭免許状（養護助教諭）、栄養教諭免許状（栄養教諭）
業務内容	○教科の授業及び関連する指導、児童生徒の支援等（常勤講師） ○児童生徒への健康指導や健康相談等（養護助教諭） ○児童生徒の食に関する指導や学校給食の栄養管理等（栄養教諭） ○授業における各種実験、実習の準備やサポート、薬品の管理等（実習助手） ○寄宿舎における児童生徒の日常生活上の世話及び生活指導等（寄宿舎指導員）
所属名・勤務地	○公立高等学校 （市立関商工高等学校全日制、市立岐阜商業高等学校を除く） ○公立特別支援学校（市立岐阜特別支援学校を除く）
任期	○辞令に定められた期間 ○学校の実情に応じて必要とする期間で、採用する日が属する年度内の日（最長でも年度末）まで
勤務日、勤務時間及び休憩時間等	○正規職員と同じ ○休憩時間は、所属長が定める
週休日、休日	○週休日 土曜日・日曜日 ○休日 国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日） ※土日に学校行事等を行い、週休日を振り替えることがある
休暇等	年次休暇及び特別休暇は正規職員の例による
給与・報酬 手当・退職等	○給与は辞令に記された級号給に応じた給料を支給する ○給与は毎月21日（週休日の場合は前日）に支給する ※任期の始期・終期が月の中途の場合、その月は日割りで支給する ○期末・勤勉手当を支給する ※6月1日・12月1日に在職している場合 ○扶養手当、住居手当、通勤手当等を支給規定に基づき支給する ○6か月以上勤続して退職した者には、退職手当を支給する
特記事項	○本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日に施行予定の「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる ○特定性犯罪の前科がある場合は、この法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があり、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしている ○このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により特定性犯罪の前科の有無を確認するとともに内定後にその事実の確認を行う ※「特定性犯罪」の例 不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行など（詳しくは別紙【参照条文】をご参照ください）

別紙【参照条文】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。))を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。